

## 第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）に対する 意見を募集します

川崎市では子どもの権利保障を総合的かつ計画的に進めるために子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」といいます。）を策定しています。

この度、令和5（2023）年4月からの3年間を計画期間とする「第7次行動計画（案）」をとりまとめましたので、広く市民の皆様から意見を募集します。

市民の皆様から寄せられた御意見を踏まえ、令和5（2023）年3月に計画を決定し、公表する予定です。

### 1 第7次行動計画（案）の概要

- 子どもやその家庭を取り巻く環境の変容や、市の附属機関である川崎市子どもの権利委員会の意見を踏まえて策定しています。
- 「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」「子どもの意見表明・参加を支援する取組」を新たに重点的取組として位置付けています。

### 2 意見募集の概要

#### (1) 募集期間

令和4（2022）年11月21日（月）～12月20日（火）

#### (2) 提出方法

郵送（12月20日消印有効）、持参、FAX、こども文化センターの意見箱又は市公式ウェブサイトのフォームメールにより提出

【住所】〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
こども未来局青少年支援室

【FAX】044-200-3931

#### (3) 冊子の閲覧方法

「第7次行動計画（案）」は、こども未来局青少年支援室（市役所第3庁舎14階）、各区役所（市政資料コーナー）、かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）、各こども文化センター、子ども夢パーク、市公式ウェブサイトで御覧になれます。



11月20日はかわさき子どもの権利の日

青少年支援室  
子どもの権利担当 米井  
電話 044-200-2689（内線 43304）